

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について公告し、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

令和元年7月22日

岡山市長 大 森 雅 夫

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ニシナフードバスケット西大寺店

所在地 岡山市東区広谷 474-9

(2) 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社仁科百貨店

住所 岡山県倉敷市水島東常盤町 10 番 5 号

代表者の氏名 代表取締役 仁科 正己

(3) 変更事項

①大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

i 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

荷さばき施設 No.	荷さばき可能時間帯
1	午前 6 時 00 分から午後 7 時 00 分まで

(変更後)

荷さばき施設 No.	荷さばき可能時間帯
1	午前 0 時 00 分から午後 12 時 00 分まで

(4) 変更年月日

令和元年 7 月 20 日

(5) 変更する理由

働き方改革や人材不足を踏まえ、物流の見直しを行う必要が生じたため、上記変更を行いたい。

2 届出年月日

令和元年7月3日

3 縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

令和元年7月22日から令和元年11月22日まで

(2) 縦覧の場所

岡山市産業観光局商工観光部産業振興・雇用推進課